（記載上の注意）

1　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2　「自己資本の額」欄は、第201条第１項に規定する自己資本の額を記載すること。

3　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第12　員外利用の状況

1　貯金等　（単位：百万円、％）

	会員の当期平均残高 (A)	会員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
貯金等			

（記載上の注意）

1　「会員の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者から受け入れた貯金等の額の当期平均残高を、「会員以外の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者から受け入れた貯金等の額の当期平均残高を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

2　貸出金　（単位：百万円、％）

	会員の当期平均残高 (A)	会員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
貸出金			

（記載上の注意）

1　「会員の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者への貸出金の額の当期平均残高を、「会員以外の当期平均残高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者への貸出金の額の当期平均残高を、それぞれ記載すること。

2　「会員以外の当期平均残高」欄は、法第10条第20項各号に規定する貸付けを除いた額の当期平均残高を記載すること。

3　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

4　法第10条第18項の規定による指定を受けている組合については、「会員の当期平均残高」欄中「当期平均残高」とあるのは、「貯金等合計額の当期平均残高」とする。

別紙様式第八号中目次中「第10　監査報告」を

「第10　自己資本の基準の状況
第11　員外利用の状況
　1　購買事業
　2　販売事業
第12　監査報告」

に改める。

別紙様式第八号中第十を同様式第十一とし、同様式第九の次に次のように加える。

第10　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項　目	金額又は比率
自己資本の額　①	
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。）　②	
設備借入金その他の借入金の額　③	
リース債務の額　④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額　⑤	
規制対象固定資産の額　⑥（②－③－④－⑤）	
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）　⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金　⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金　⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金　⑩	
規制対象外部出資の額　⑪（⑦－⑧－⑨－⑩）	
自己資本不足額　⑫（⑥＋⑪－①）	
比率　⑬（①／（⑥＋⑪）×100）	

（記載上の注意）

1　この表には、令第３条の２の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2　「自己資本の額」欄は、第201条第１項に規定する自己資本の額を記載すること。

3　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第11　員外利用の状況

1　購買事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
購買事業				

（記載上の注意）

1　「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

2　販売事業　（単位：千円、％）

	当期取扱高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
販売事業				